

# 特定口座説明書

豊証券株式会社

# 源泉分離課税の廃止について

平成14年末まで

平成15年1月～

**源泉分離課税**  
売却代金 × 1.05% を納税

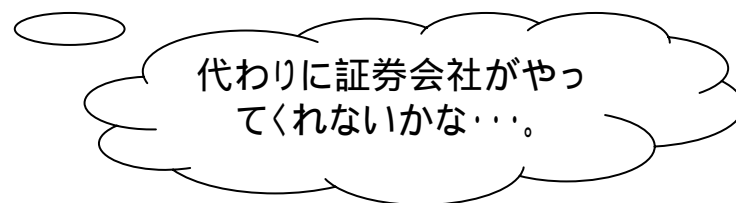
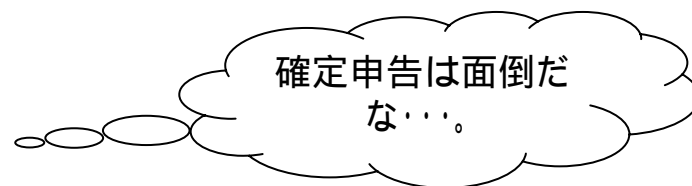
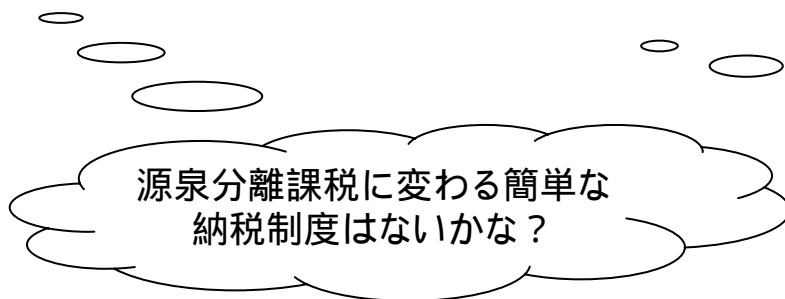
**申告分離課税**  
売買益の26% を納税

**申告分離課税**  
売却益の20% を納税  
ただし、平成15年～19年末までの間に  
売却した場合税率10%

株式を売却した場合は翌年に確定申告が必要となります。  
又、確定申告にあたっては、取得価額の証明が必要となります。

# 特定口座制度について

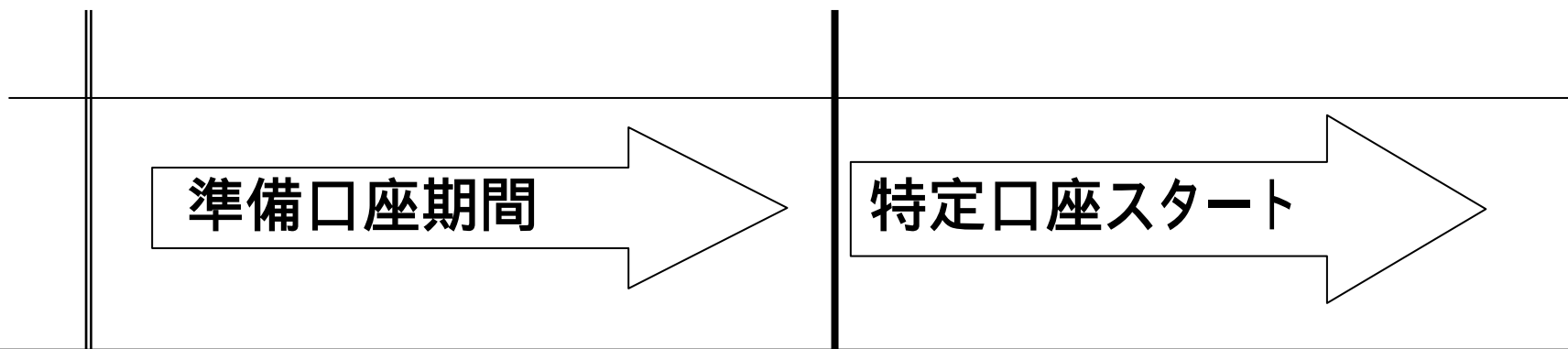
特定口座はこんな声から生まれました。



## 特定口座導入スケジュール

平成14年9月1日

平成15年1月～



## 準備口座とは

準備口座とは平成15年1月より始まる特定口座へあらかじめ上場株式等に移しておく時期のことをいいます。

準備口座期間中に上場株式等を特定口座に移さず、平成15年1月1日以降に特定口座を開設されますと、平成14年度に保有していた株式は一切特定口座へ入れることはできませんのでご注意ください。

# 特定口座制度の概要

特定口座の種類は2種類ございます。

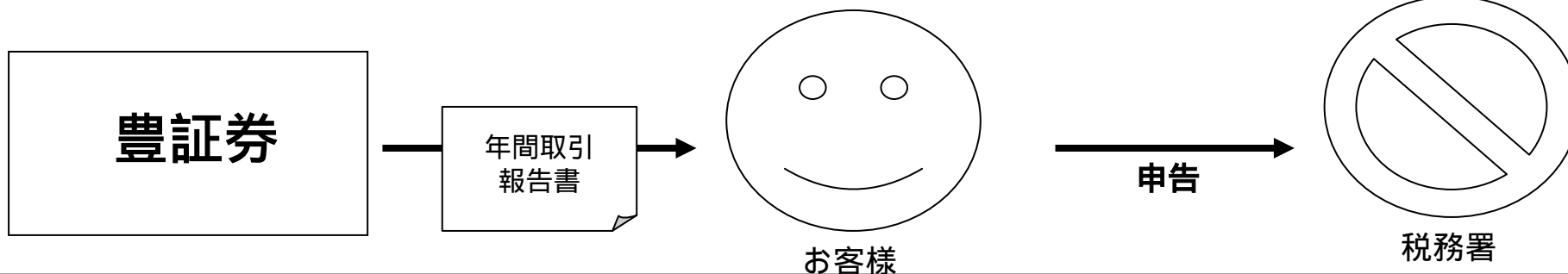
## 源泉徴収あり

お客様の株式の譲渡益について、その都度所得税の源泉徴収を豊証券が行います。



## 源泉徴収なし

当社が年間の売買損益が記載された『年間取引報告書』を発行いたします。  
『年間取引報告書』をご利用いただくことにより簡易な手続きで申告が可能となります。



# 『源泉徴収あり』の長所と短所

## 長所

- ・源泉分離課税と同様に証券会社が税金の計算・納付を行うので確定申告をする必要がない。
- ・源泉分離課税と同様に配偶者控除・扶養控除などの所得金額要件に影響はない。

## 短所

- ・長期保有優遇制度などの一部特例措置は、一般口座に振替えて売却の上、確定申告が必要。
- ・2つ以上の証券会社に特定口座を設けていた場合、2つの口座の損益を合算し、確定申告しなければならない。

# 『源泉徴収なし』の長所と短所

## 長所

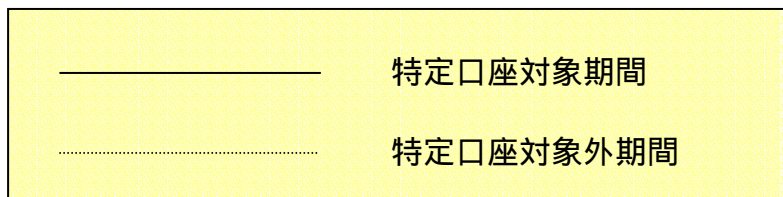
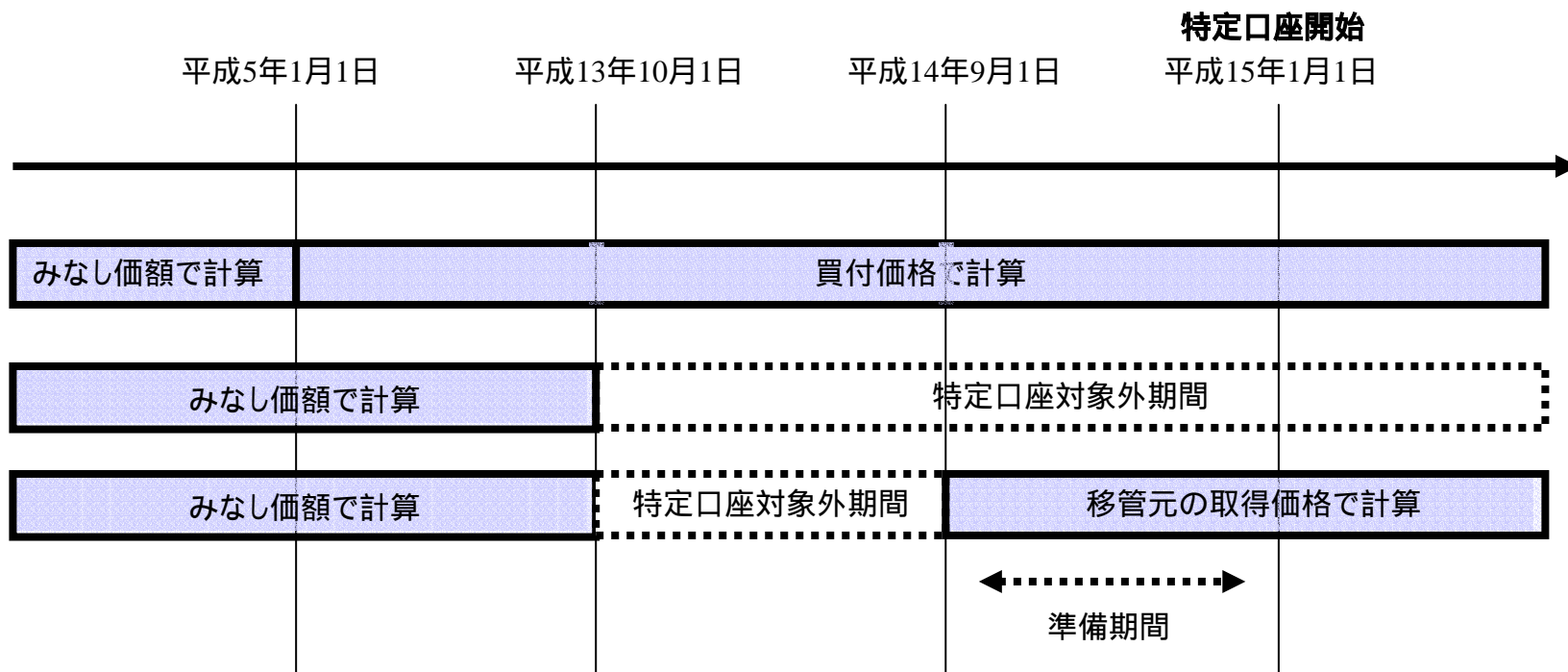
- ・『年間取引報告書』により簡単な方法で確定申告が可能。
- ・各種特例措置の適応や複数特定口座間の損益計算も可能。

## 短所

- ・確定申告の必要がある。
- ・申告分離課税と同様に配偶者控除・扶養控除などの所得金額要件に影響がある。

# 特定口座対象期間について

実線で書かれた期間は特定口座対象期間となります。対して点線で書かれた期間は特定口座対象外期間となります。したがって現在(H14.10月)の時点で他社から移管された物に関しては特定口座ではなく一般口座に入庫することになります。



\* みなし価額 平成13年10月1日終値の80%で計算。



## 特定口座利用に際しての注意点

1. 特定口座は1証券会社につき、1口座のみとなります。
2. 準備口座をお申込されなかったお客様についてのお預かりは、来年の制度スタート時点ですべて一般口座(特定口座外)扱いとさせていただきます。
3. 年内お申込の場合、特定口座要件を満たすものは全て特定口座に移管となります。その際の適用取得価額も適用条件で決められた通りで選択はできません。特にみなし取得価額が使われてしまうケースは実際の取得価額と異なるのでご注意ください。
4. 「源泉あり」を選択された場合、優遇制度は適用外となってしまいます。よって一般口座に移動し売却後に確定申告するという手間が生じるケースがございます。
5. 来年の制度開始後は特定口座内の上場株式等を一般口座に移すことは可能ですが、一般口座の上場株式等を特定口座に移すことは出来ません。

# 新証券税制解説書

豊証券株式会社

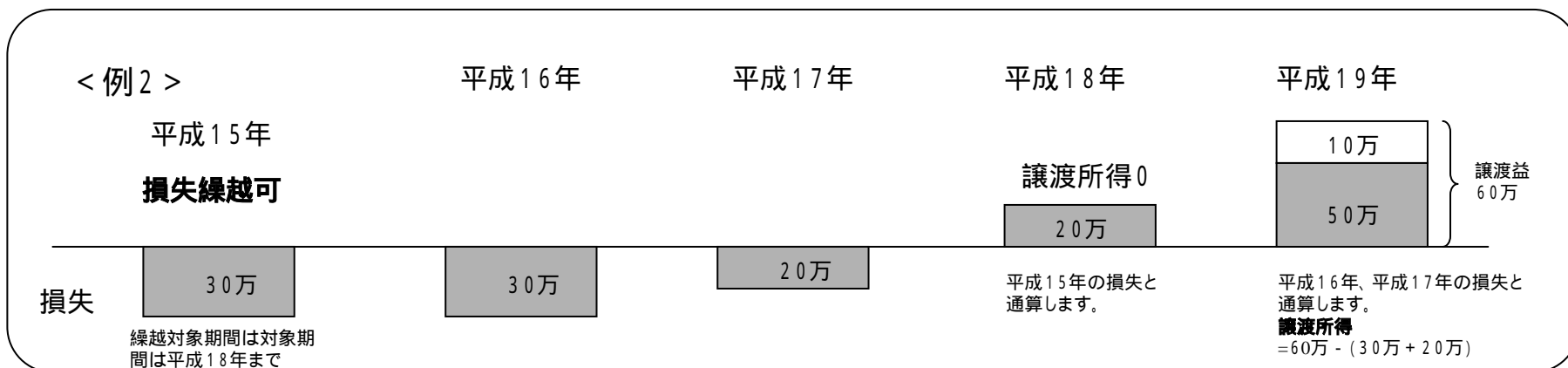
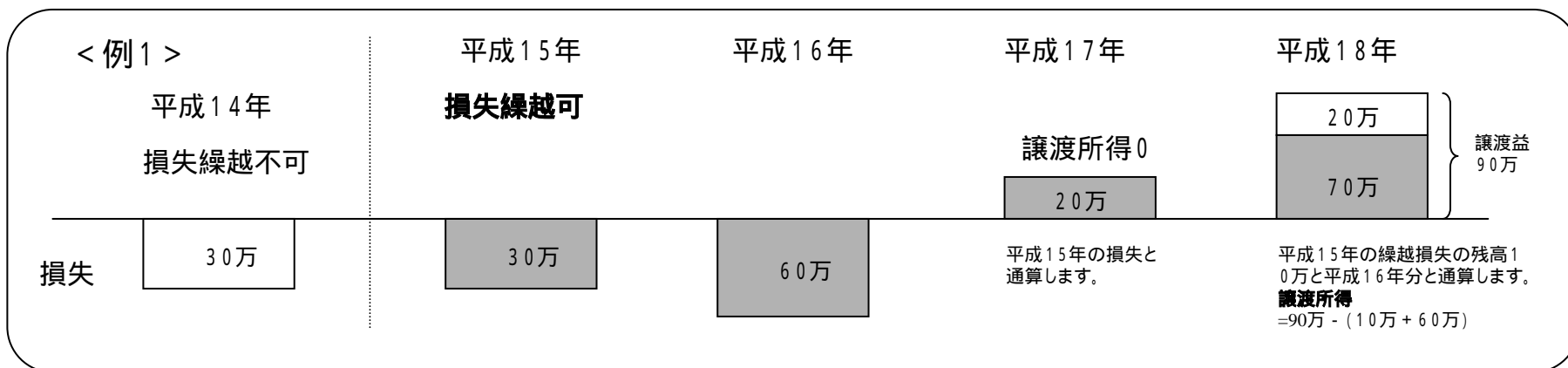
## 申告分離課税 税率引下げ (26% 20%)

平成15年1月1日より申告分離課税の税率は利益に対して20%へ引き下げられます。

また、平成15年～19年末までの間に売却した場合には税率10%の優遇税制が受けられます。

# 譲渡損失の繰越控除

平成15年1月1日以後に上場株式を譲渡した場合において生じた損失金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以降3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得の金額から特別控除することができます。



## 緊急優遇措置

個人が平成13年11月30日～平成14年12月31日までの間に購入した上場株式等を、平成17年～19年までの間に譲渡した場合、選択により、その購入額が1,000万円に達するまでのものに係る譲渡益は非課税となります。

< 対象 >

購入期間	平成13年11月30日～ 平成14年12月31日	・上場株式等を購入する。
保有期間	平成15年1月1日～ 平成16年12月31日	・上場株式等を保有し続ける。
売却期間	平成17年1月1日～ 平成19年12月31日	・上場株式等を売却する。

(注) 特定口座源泉徴収ありを選択されていますと、緊急優遇措置は適応されませんのでご注意ください。

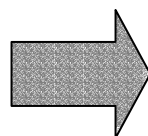
# 取得費の特例

平成13年9月30日以前に取得したもので取得価格が不明な株式については、選択により、平成13年10月1日の株価の80%相当額を取得価格とみなすことができます。

< 対象 >

以下の2つの要件に該当するもの

- ・平成13年9月30日までに取得
- ・平成15年1月1日～平成22年12月末までの売却



選択により、  
平成13年10月1日の価額の  
80%相当額とすることができます。

平成13年9月30日まで	平成14年	平成15年～22年末
取得期間		売却期間
		

# 取得価格計算方法について

申告分離課税を選択して株式等を売却した場合は、1年間の譲渡益について確定申告を行います。年間の損益把握のために、売値の他、各銘柄ごとの取得価額を確認する必要があります。

## 同じ銘柄を数回に渡って売買したとき

株式を最初に取得したときから、譲渡のときまでに買い付けしたものの平均単価を求めます。

### < 例 > 銘柄Aの売買状況

	株数	単価	「売り」「買い」
4月3日	3,000株	1,000円	買い
6月3日	1,000株	1,200円	買い
10月17日	2,000株	1,250円	売り
11月13日	3,000株	1,100円	買い
12月5日	2,000株	1,300円	売り

#### 10月17日の売却

4月3日、6月3日の2回分の買付けの平均単価を求めます。  
$$\frac{(3,000株 \times 1,000円) + (1,000株 \times 1,200円)}{3,000株 + 1,000株} = 1,050円$$

1株当たりの価格は、**1,050円**になります。

#### 12月5日の売却

10月17日売却後の繰越分2,000株と11月13日の  
買い増し分の平均単価を求めます。  
$$\frac{(2,000株 \times 1,050円) + (3,000株 \times 1,100円)}{2,000株 + 3,000株} = 1,080円$$

1株当たりの価格は、**1,080円**になります。

## <参考>

# 株式を売却する「時期」と「方法」によって税金はこんなに違う

A社株を平成4年に単価1,000円で1,000株、平成14年に単価2,000円で1,000株買った投資家が単価4,000円で全2,000株を売却したときの税金は？  
(みなし取得価格は3,000円とする)

	平成15年 (A)	平成15年 (B)または 平成16年	平成17年	平成18年 または 平成19年	平成20年から 平成22年まで	平成23年以降
一般口座で実際の取得価格 を使って売却	65万円	40万円	15万円	50万円	100万円	
一般口座でみなし取得価格 を使って売却	50万円	25万円	0円	20万円	70万円	みなし価額 は使えない
源泉徴収ありの特定口座で 売却し、確定申告せず	60万円					
同口座で売却後、確定申告	35万円	20万円		60万円		
源泉徴収なしの特定口座で 売却後、確定申告	35万円	20万円	5万円	30万円	60万円	
特定口座に入れた後、一般 口座に移して売却	30万円	15万円	0円	20万円	50万円	60万円

(注)この株式以外に取引はないものとし、可能な限り優遇税制を活用。税額には住民税も含む。手数料などは考慮しない。平成15年(A)は平成14年に株式を買ってから1年以内の売却、同(B)は1年超の売却。



豊証券株式会社

ゆたかネット

お問い合わせは

フリーダイヤル 0120-851099